

平成19年2月26日制定
平成26年10月28日改正（い）
平成29年4月1日改正（ろ）
令和6年3月29日改正（は）

建築材料品質性能評価業務方法書

第1条 適用範囲

本業務方法書は、膜材料、テント倉庫用膜材料及び膜構造用フィルム（以下「膜材料等」という。）その他これらに関連する建築材料に関する建築基準法第37条第二号の認定に係る性能評価に適用する。（い）

第2条 性能評価用提出図書

性能評価用提出図書は以下の（1）～（6）とする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき建築材料の品質が平成12年5月31日国土交通省告示第1446号（以下「告示」という。）の第三各号に掲げる技術的基準に適合するものと同等以上であると認められる場合は、（1）～（3）及び（7）とする。なお、（1）以外の様式その他については別に定める申請要領によることとする。（は）

- （1） 性能評価申請書（様式01）
- （2） 建築材料の概要・適用範囲が記載された図書
- （3） 建築材料品質基準に係る材料特性が記載された図書
- （4） 材料特性に関する統計的データ
- （5） 統計的データを作成するために実施した試験に関する事項が記載された図書
- （6） 品質管理に関する次の図書（1）の③、2）の②から⑫までについては、関連する社内規格の名称が明示されたもの）（ろ）
 - 1) 申請に係る建築材料を製造する工場等に関する事項が記載された図書
 - ① 経営指針（品質管理に関する事項を含むもの）（告示第三第2項の基準による場合には、記載することを要しない。）（は）
 - ② 組織図（全社的なものを含む、かつ、品質管理推進責任者の位置づけが明確にされたもの）
 - ③ 就業者に対する教育訓練等の概要（告示第三第2項の基準による場合には、記載することを要しない。）
 - 2) 申請に係る建築材料の生産に関する事項が記載された図書
 - ① 社内規格一覧表
 - ② 製品の品質特性及び品質管理の概要（保管に関するものを含む）

- ③ 主要資材の名称、製造業者の氏名又は名称及び品質並びに品質確保の方法（保管に関するものを含む）の概要
 - ④ 製造工程の概要図
 - ⑤ 工程中における品質管理の概要
 - ⑥ 主要製造設備及びその管理の概要
 - ⑦ 主要検査設備及びその管理の概要
 - ⑧ 外注状況及び外注管理の概要
 - ⑨ 苦情処理の概要
 - ⑩ 製品の検査方法その他の製品が所定の品質であることを確認するために必要な事項（ろ）
 - ⑪ 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所その他の当該試験を公正かつ適確に行うことができる試験所に関する基準に適合していることが確認できる書類（重点確認対象者以外の者の指定建築材料に係る申請であって、当該指定建築材料の品質に関する試験が、当該基準に適合する試験所によって行われた場合に限る。）（ろ）
 - ⑫ 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合する機関の認証を受けたことを証する書類及び当該認証の申請書の添付書類（重点確認対象者以外の者の指定建築材料に係る申請であって、当該指定建築材料の品質保持に必要な技術的生産条件が、J I S Q 9 0 0 1 - 2 0 0 0 の規定に適合していることについて、当該認証を受けた場合に限る。）、または指定建築材料の生産についての工業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条第1項に規定する認証を受けたことを証する書類及び当該認証の申請書の添付書類（重点確認対象者以外の指定建築材料に係る申請であって、認定を受けようとする指定建築材料の技術的生産条件が、当該認証に係る指定建築材料の技術的生産条件と同等であることが確かめられた場合に限る）（ろ）
- 3) 申請に係る建築材料に係る品質管理推進責任者に関する事項が記載された図書
- ① 職名（ろ）
 - ② 申請に係る建築材料の製造に必要な技術に関する実務経験
 - ③ 申請に係る建築材料の製造に必要な技術に関する専門知識の習得状況（ろ）
 - ④ 品質管理に関する実務経験及び専門知識の習得状況
- 4) 主要な社内規格及び品質管理記録
- ① 検査（告示別表第三（ろ）欄に掲げる検査項目の検査に限る。③において同じ。）、製造、運搬及び保管方法を規定した社内規格又はその概要版
 - ② その他の品質管理、その組織的運営並びに品質管理推進責任者の選任及び職務遂行に関する事項を規定した社内規格又はその概要版
 - ③ 検査に係る記録の抜粋及びそれに係る統計的データ

- ④ 検査、運搬、保管、その他の品質管理、その組織的運営並びに品質管理推進責任者の選任及び職務遂行に関する事項に係る記録の抜粋
 - 5) 製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が J I S Q 9 0 0 1 の規定に適合していることを証する書面（告示第三第 2 項の基準による場合に限る。）
 - 6) なお、申請内容が告示別表第二（は）欄に掲げる測定方法等及び別表第三（は）欄に掲げる検査方法のうち、同等以上に測定ができる等とする内容を含む場合は、別添様式「告示との比較表」を作成する。
- (7) 建築材料の品質に関する特別な調査又は研究の結果（は）

第3条 評価方法

1 評価の実施

- 1) 評価員は、第2条に定める図書及び実地確認を行った場合にあってはその結果を記載した図書を用い、第2項（1）又は（2）に示す評価基準に従って評価を行う。
（ろ）（は）
- 2) 評価員は、評価上必要があるときは、性能評価用提出図書について申請者に説明を求めるものとする。
- 3) 特別な調査又は研究を行った場合については、第2項（3）に示す評価基準及び別に定める性能評価業務方法書細則に従って評価を行う。（は）

2 評価基準

告示第三第1項又は第2項に規定されている品質に関する技術的基準の項目について、評価を行う。

(1) 告示第三第1項の基準による場合

以下の1) から6) までの項目について評価を行う。

- 1) 申請に係る建築材料の品質が、告示別表第二（は）欄に掲げる測定方法等により確認された同表（ろ）に掲げる品質基準に適合するか否かの評価

【判定基準】

- ① 材料特性に関する統計的データが、告示別表第二（は）欄に掲げる測定方法等によって作成されていること。
- ② 強度等の基準値については、適切な標本数の統計的データに基づき、製品の品質のばらつきを考慮して適切に設定されたものであること。
- ③ 告示別表第二（ろ）欄に掲げる品質基準に上限値又は下限値が規定されているものにあつては、設定された基準値は当該値を満足するものであること。

【実地検査時の確認事項】（ろ）

- ① 告示別表第二（は）欄に掲げる測定方法等により材料特性に関するデータを得るとともに、その数値処理が適切に行われていること。（ろ）

② 試験により得られた材料特性に関するデータが申請図書に記載の事項を満たしていること。(ろ)

2) 告示別表第三(ろ)欄に掲げる検査項目について、同表は(は)欄に掲げる検査方法により検査が行われているかの評価

【判定基準】

① 所定の社内規格に、別表第三(ろ)欄に掲げる検査項目の検査方法として、同表(は)欄に掲げる検査方法が規定されていること。

② ①の社内規格に基づいて実施された検査の記録があること。

③ ②の記録に係る統計的データからみて、申請に係る建築材料の品質の安定度が高いこと。

【実地検査時の確認事項】(ろ)

① 書類審査で確認した社内規格に基づいて検査を行う体制が整備されていること。(ろ)

② ①の社内規格に基づいて実施された検査の記録があること。(ろ)

3) 申請に係る建築材料の品質が、告示別表第二の(ろ)欄に掲げる品質基準に適合するよう、適切な方法により、製造、運搬及び保管がなされているか否かの評価

【判定基準】

① 申請に係る建築材料の品質が、別表第二(ろ)欄に掲げる品質基準に適合するために必要な製造、運搬及び保管の方法が、所定の社内規格に規定されていること。

② ①の社内規格に基づいて実施された製造、運搬及び保管の記録があること。

【実地検査時の確認事項】(ろ)

① 書類審査で確認した社内規格に基づいて製造、運搬及び保管を行う体制が整備されていること。(ろ)

② ①の社内規格に基づいて実施された製造、運搬及び保管の記録があること。(ろ)

4) 検査設備が検査を行うために必要な精度及び性能を有しているか否かの評価

【判定基準】

① 告示別表第三(は)欄に掲げる検査方法により検査を行うために必要な検査設備の仕様(形式、機能、容量、精度など)が、所定の社内規格に規定されていること。

② 検査設備として、①の社内規格に定められた仕様に合致したものが納品された記録があること。

【実地検査時の確認事項】(ろ)

① 書類審査で確認した社内規格に基づいて検査設備が設置されていること。(ろ)

5) 告示第三第1項第五号および第六号イに掲げるところにより、品質管理及びその組織的運営が行われているか否かの評価

【判定基準】

① 告示第三第1項第五号及び第六号イに掲げる事項(第三者機関における定期的な

品質の確認に関する事項を含む。)が、所定の社内規格にもれなく規定されていること。(ろ)

② ①の社内規格に基づいて実施された記録があること。

【**実地検査時の確認事項**】(ろ)

① 書類審査で確認した社内規格に基づき品質管理及びその組織的運営が行われていること。(ろ)

6) 告示第三第1項第六号ロに掲げるところにより、品質管理推進責任者の選任及び職務遂行が行われているか否かの評価

【**判定基準**】

① 告示第三第1項第六号ロに掲げる事項が、所定の社内規格にもれなく規定されていること。

② ①の社内規格に基づいて、品質管理推進責任者を選任し、職務を行わせている記録があること。

【**実地検査時の確認事項**】(ろ)

① 書類審査で確認した社内規格に基づき品質管理推進責任者を選任し、職務を行わせていること。(ろ)

(2) 告示第三第2項の基準による場合

以下の7) から9) までの項目について評価を行う。

7) 製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、J I S Q 9 0 0 1の規定に適合しているか否かの評価

【**判定基準**】

① 製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、J I S Q 9 0 0 1の規定に適合していることを証する書面があること。

8) 告示第三第1項第一号から第四号まで及び第六号ロの基準に適合しているか否かの評価

【**判定基準**】

① 評価項目1) から4) まで及び6) の判定基準を満たしていること。

9) 製造する建築材料の品質基準並びに検査項目及び検査方法に従って社内規格が具体的かつ体系的に整備されており、かつ、製品について建築材料の品質基準に適合することの検査及び保管が、社内規格に基づいて適切に行われているか否かの評価

【**判定基準**】

① 申請に係る建築材料について、告示別表第二(ろ)欄に掲げる品質基準並びに別表第三(ろ)欄及び(は)欄に掲げる検査項目及び検査方法が、所定の社内規格に規定されていること。

② ①の社内規格に基づいて実施された検査及び保管の記録があること。

(3) 特別な調査又は研究を行った場合

特別な調査又は研究の結果に基づき、建築材料の品質が告示第三各号に掲げる技術的基準に適合するものと同等以上であるか否かの評価

【判定基準】

建築材料の品質が告示第三各号に掲げる技術的基準に適合するものと同等以上であること。(は)

第4条 性能評価書

性能評価書は、次の項目について記述する。

- (1) 評価番号、評価完了年月日
- (2) 申請者名（会社名、代表者名、住所）
- (3) 件名
- (4) 評価範囲
- (5) 評価内容（審査内容）概略
- (6) 評価結果
- (7) 評価員名（実地確認を行った評価員についてはその旨を記載すること）（ろ）
- (8) 実地確認、特別な調査又は研究の結果の概要（実地確認、特別な調査又は研究を行った場合に限る）（ろ）（は）
- (9) その他評価過程で性能評価書に記述が必要と考えられる事項

別添様式「告示との比較表」(ろ)

平成12年建設省告示第1446号第3の品質に関する技術的基準との比較表

建築材料の区分		第1第十八号に掲げる建築材料 ○○○○		
一	告示別表第二(い)欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表(は)欄に掲げる測定方法等により確認された同表(ろ)欄に掲げる品質基準に適合するものであること。		同等以上の測定方法等	同・異
	品質基準	測定方法等		
二	告示別表第三(い)欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表(ろ)欄に掲げる検査項目について、同表(は)欄に掲げる検査方法により検査が行われていること。		同等以上の検査方法	同・異
	検査項目	検査方法		

建築基準法に基づく業務方法書細則(建築材料の品質性能)

令和6年2月8日制定

第1条 この細則は、一般社団法人日本膜構造協会が、「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」(平成12年建設省告示第1446号。以下「材料告示」という。)に規定される特別な調査又は研究に必要な事項を定める。

第2条 特別な調査又は研究の結果に基づく評価は、次の建築材料を対象とする。

- (1) 材料告示第三各号に掲げる品質に関する技術的基準に適合しない新建築材料
- (2) 既存建築物等に用いられた建築基準法に定める品質等の基準への適合が確認できていない状態にある建築材料

第3条 特別な調査又は研究の結果に基づき、材料告示第三各号に掲げる技術的基準を満たした品質と同等以上の品質が確保されていると認められる建築材料については、同各号の技術的基準を適用せず評価を行う。

第4条 特別な調査又は研究の結果に基づく性能評価申請について申請者から相談を受けた際は、速やかに国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)に報告する。

- 2 材料告示第三各号に掲げる品質に関する技術的基準に適合しない新建築材料は、別途、国土交通省から示される方法を踏まえ評価する。
- 3 既存建築物等に用いられた建築基準法に定める品質等の基準への適合が確認できていない状態にある建築材料の評価については、以下のとおりとする。
 - (1) 評価を受けようとする建築材料について、当該建築材料が用いられた既存建築物等を特定し、評価の対象となる建築材料の用いられる建築物等を当該既存建築物等(以下「対象建築物」という。)に限定する。
 - (2) 評価を受けようとする建築材料について、材料告示別表第二(ろ)欄に掲げる品質基準を満たした建築材料の品質と同等以上の品質が確保されていることについて、以下のいずれか又はこれらの組合せにより確認できる性能評価とする。
 - ① 別表第二(は)欄に掲げる測定方法等
 - ② 対象建築物からサンプリングした建築材料を用いた試験、測定等
 - ③ 対象建築物に用いられた建築材料と比較して性能上不利側の条件を考慮して再現した試験体を用いた試験、測定等
 - (3) 必要に応じて、認定取得後の対象建築物の経過観察等(認定条件として付与)について、性能評価書に記述する。

この細則は、令和6年3月29日から施行する。